

内部仕分け調書

港湾空港部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	函館空港国際線整備推進費	なし	0.6	0.0	0.1	函館空港に就航している国際定期航空路線の安定運航と利用拡大、新規定期路線の開設、国際チャーター便の誘致促進および双方向利用の促進を図ることを目的とする。	海外につながる玄関口として函館空港の国際路線の整備および利用拡大を図ることにより、地域の国際化の推進や経済波及効果が期待されることから必要である。	・国際定期便の利用促進業務 ・国際チャーター便の運航促進業務 ・新規定期路線の開設に係る情報収集等	航空会社への定期航空路線の安定運航、国際チャーター便の運航促進に対する要望活動や新聞・ラジオを通じたPR活動により、平成24年度秋には、復興航空・エバー航空の2社の定期便就航が決定した。	1,134	見直し
2	全国民間空港関係市町村協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、全国の加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、解決するための方策を検討することを目的に各種活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体の活動は、函館空港の振興発展、ひいては当地域の活性化に寄与するものである。	・負担金支出業務	国土交通省等関係機関に対する要望活動により函館空港の整備促進が図られたほか、空港フォーラムなどに参加することにより、国や関係自治体との意見交換や情報収集を行った。	35	見直し
3	北海道空港協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、空港政策を研究し、空港に関する認識を普及させ、空港の整備とその管理の改善を促進し、交通の発展と産業の振興に寄与することを目的に各種活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体の活動が函館空港の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	「北海道の空港整備に関する中央要望」等の要望活動により函館空港の整備促進が図られた。	43	見直し
4	函館空港振興協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.2	当該団体は、函館空港とその周辺の地域の総合的な整備の促進および航空路線網の整備や利用促進等に関する活動を行うことにより、空港の振興・発展に寄与することを目的に各種活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している(市が事務局を兼務)。	函館空港の振興発展を総合的に推進するためには、行政や経済界などが一体となり、地域トータルとして様々な活動を行う必要がある。	(市業務) ・負担金支出業務 ・事務局運営業務  (振興協議会業務) ・空港周辺地域整備に係る要望 ・国内・国際線の整備に係る要望 ・空港利用促進に係る事業の開催	事業の実施により、当該団体の活動は函館空港発着路線の維持に寄与しており、主力路線の羽田線が増便になり、一部路線が夏期の間増便されるなど、市民の旅行の利便性の向上、交流機会の拡大による市勢発展に効果があった。	150	現行どおり
5	空の日記念事業負担金	なし	0.2	0.0	0.2	「空の日」・「空の週間」設置の趣旨に基づき、実行委員会組織により、函館空港「空の日」事業を実施し、空港周辺地域の一般住民に航空事業への関心と理解を高めるとともに、函館空港と地域社会との調和と持続的な発展に寄与することを目的に各種活動を展開しており、事業の実施にあたり、経費の一部を負担している。	当該事業実施により、函館空港、ひいては当地域の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	当該団体が実施した「空の日」の記念事業を通じ、市民をはじめとした多くの方が空港に親しみ、地域交通として不可欠な存在となっている函館空港に対する理解と関心が高まった。	200	見直し
6	幹線臨港道路(湾岸線)維持管理経費	なし	0.8	0.0	0.0	港湾地域と背後都市の円滑な交通の確保と各ふ頭間の物流輸送の促進を図る目的で整備されたもので、適正に維持管理を行い、通行する車両等の安全性を確保することを目的とする。	港湾機能の維持・向上と通行車両等の安全確保のため必要である。	・道路および道路付属物(照明・雨水排水施設・ロードヒーティング設備等)の点検および維持補修業務 ・道路照明に係る電気料の支払業務	当該施設の管理、補修により、港湾機能の維持・向上が図られ、港湾利用の円滑化および通行車両の安全性が確保された。	13,606	現行どおり
7	保安対策関係経費	あり	1.3	0.0	0.0	各ふ頭の保安警備を実施することにより、港湾施設に対し行われる恐れのある危害行為の防止を図るとともに、市民生活の安全、財産の保護に資することを目的とする。	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安確保等に関する法律により、特定港湾管理者が定めた埠頭保安規程に基づき、保安警備を行うもので、港湾施設運営における危機管理上、必要な業務である。	・受託業者との連絡調整 ・保安警備業務 ・保安警備業務に係る各種経費の支出業務	各ふ頭の保安警備を実施することにより、港湾施設に対する危害の未然防止、市民生活の安全確保が図られている。	16,599	見直し
8	函館港利用促進協議会負担金	あり	1.0	0.0	0.0	函館港利用促進協議会は、昭和62年10月に函館市長を会長として設立されたもので、函館港の利用促進を図り、もって函館港の振興、地域経済の発展を目的に、函館市ならびに港湾、経済、産業等の各種団体で構成されている。 当該団体は、これまで、ポートセールスや大型貨物船、旅客船の誘致のための奨励金制度を実施するなど、積極的な活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している(市が事務局を兼務)。	他港との競争が激化する中で、港湾をとりまく環境はさらに厳しさを増している。函館港が流通拠点港としての性格を一層強化するためには、当該団体の活動が必要不可欠である。	(利用促進協議会業務) ・ポートセールス活動 ・船舶誘致活動 ・函館港輸出入コンテナ貨物集荷キャンペーンの実施 ・函館港定期コンテナ船運航奨励金制度の実施 ・情報収集、広報宣伝活動	当該団体は、平成17年にコンテナ航路が開設して以来、「函館港輸出入コンテナ貨物集荷キャンペーン」を実施している。その内容が関連企業に浸透しつつあることから、コンテナ貨物実績は、取扱品目のほか個別の品目についても定期的な荷動きがあり、輸出入合計では、対前年比53%の増加となった。	11,000	見直し

内部仕分け調書

港湾空港部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	ポートセールス推進業務委託料	なし	0.7	0.0	0.0	荷主企業等に函館港を利用することのメリットを提案し、船舶や貨物を誘致することにより、函館港の利用促進を図ることを目的とする。	近年、企業の物流の合理化や運送距離短縮による経費削減などを理由として、地方港に対する貨物需要が高まるなかで、函館港においても、利用促進と地域経済の振興発展のために必要である。	・契約締結業務 ・受託業者との連絡調整 ・委託料支出業務	民間のノウハウを活用したより具体的・実効性のあるビジネススペースでの提案を行うとともに、ポートセールス活動の一環として、港湾振興に係わるセミナーを開催することなどにより、首都圏や後背圏の荷主、船社、港湾関係企業との連携が図られ、さらにはコンテナ貨物の取扱量が増加した。	3,484	見直し
10	港務艇所要経費	なし	0.6	3.0	0.0	港務艇による港内の点検・巡回による航行船舶の安全確保と水域や岸壁周辺等の良好な環境の維持を目的とする。	港湾管理者である市が、水域および岸壁周辺等の環境を適正な状態に保ち、航行船舶の安全性を確保する必要がある。	・港内点検・巡回業務 ・港務艇整備修繕に係る設計・監督業務 ・港務艇の緊急修繕業務 ・港務艇に係る各種経費の支出業務	港務艇による港内の点検・巡回により、流出油の状況把握や攪拌の緊急時の出動などが迅速に行われ、航行する船舶の安全確保や港内の良好な環境維持が図られた。	2,673	見直し
11	海面及び岸壁清掃経費	なし	0.7	0.0	0.0	清掃船による海面清掃、塵芥収集による航行船舶の安全確保と水域や岸壁周辺等の良好な環境の維持を目的とする。	港湾管理者である市が、水域および岸壁周辺等の環境を適正な状態に保ち、航行船舶の安全性を確保する必要がある。	・各種清掃業務委託契約締結業務(海面清掃、塵芥収集等) ・清掃船点検・整備に係る設計・監督業務 ・清掃船の緊急修繕業務 ・清掃船に係る各種経費の支出業務	清掃船による港内清掃や塵芥収集により、航行する船舶の安全確保と岸壁周辺等の良好な環境の維持が図られた。	12,329	見直し
12	港内維持しゅんせつ費	なし	0.4	0.0	0.0	港内に堆積した土砂の浚渫作業を行い、適正な水深の維持と航行船舶の安全確保を図ることを目的とする。	航行船舶の安全確保のために港内の定期的な維持浚渫が必要である。	・浚渫工事設計・監督業務	適正な水深を維持することにより、港内を航行する船舶の安全性が確保された。	10,000	現行どおり
13	北海道港湾協会負担金	なし	0.3	0.0	0.0	当該団体は、港湾に関する政策を考え、港湾に関する知識を広め、港湾関係者の連携強化を図るとともに、港湾施設の整備とその管理を改善し、貿易の発展と経済基盤の強化に寄与することを目的に各種活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体による活動は、函館港の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	国土交通省等関係機関に対する要望活動により、函館港の整備促進が図られたほか、団体の各種活動が円滑に遂行され、その活動が函館港の振興発展に寄与している。	1,166	現行どおり
14	港湾都市協議会負担金	なし	0.3	0.0	0.0	当該団体は、港湾所在都市における共通問題を研究するとともに、港湾建設改良事業の推進強化、外国港湾都市との連携等の活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体による活動は、函館港の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	国や関係自治体との意見交換や情報収集を通じて、全国の港湾所在地との連携が深まるとともに、その活動が函館港の振興発展に寄与している。	19	廃止検討
15	日本関税協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、貿易の円滑化と進展のため、通関、物流に関する情報提供、人材育成、調査研究等の活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体による活動が、函館港の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	事業報告会等での意見交換や情報収集を通じ、税関や関係団体との連携が深まるとともに、その活動が函館港の振興発展に寄与している。	48	現行どおり
16	北海道海事広報協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、「海の日」広報の実施事業等、「海」に関わる様々な産業活動の振興発展を図るための広報活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体による活動が、函館港の振興発展に寄与するものである。	・負担金支出業務	「海の日」記念式典や功労者の表彰等、海事広報の事業を通じ、広く国民に「海の日」の意義を啓発するとともに、その活動が函館港の振興発展に寄与している。	42	現行どおり

内部仕分け調書

港湾空港部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	ウォーターフロント開発協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、港湾空間の豊かなウォーターフロントづくりや災害に強く、魅力ある港づくりのための活動を展開しており、当市にとって有意義な団体であることから、活動経費の一部を負担している。	当該団体による活動が、函館港のウォーターフロントの発展に資するものである。	・負担金支出業務	国や関係自治体との意見交換や情報交換を通じ、全国のウォーターフロント所在地との連携が深まるとともに、その活動が函館港の振興発展に寄与している。	50	現行どおり
18	原水購入費	あり	0.3	0.0	0.0	函館港を利用する船舶に対する給水(運搬・岸壁給水)に係る原水の購入。 (船舶給水については、船舶給水使用料として、利用者から使用料を徴収している。)	港湾法において、港湾管理者の業務として船舶に対する給水業務が規定されているため。	・水道料(原水購入料)の支払業務	函館港に停泊する船舶に対する、安定的な生活用水の供給が図られた。	10,966	現行どおり
19	岸壁給水業務委託料	あり	0.3	0.0	0.0	岸壁に係留する船舶に対する給水。 (船舶給水については、船舶給水使用料として、利用者から使用料を徴収している。)	港湾法において、港湾管理者の業務として船舶に対する給水業務が規定されているため。	・岸壁給水業務に係る委託契約締結業務 ・委託料支出業務	函館港に停泊する船舶に対する、安定的な生活用水の供給が図られた。	10,022	現行どおり
20	運搬給水業務委託料	あり	0.3	0.0	0.0	沖合に係留する船舶に対する給水。 (船舶給水については、船舶給水使用料として、利用者から使用料を徴収している。)	港湾法において、港湾管理者の業務として船舶に対する給水業務が規定されているため。	・運搬給水業務に係る委託契約締結業務 ・委託料支出業務	函館港に停泊する船舶に対する、安定的な生活用水の供給が図られた。	3,222	見直し